

〔問〕

「立法や行政と、司法との役割の違い」とは何だろうか。また、「その違いが専門家と普通の市民の役割の違い」にどう関係するのだろうか。さらに、そのことをふまえて、「裁判において、専門家同士の対立を素人が決めること」の意義と問題点とは何だろうか。この三点について論ぜよ。(800字以上1200字以内)

2004年度

小論文問題用紙

注意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた人は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4頁までとなっています。試験開始後、ただちに頁数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

次のA, B二人の対話を読んで, A, Bの意見をふまえつつ, 下記の問に答えよ。解答は, 解答用紙にしるせ。

A: もう少したつと, 日本でも「裁判員制度」が導入されることになるそうだ。いままで裁判官だけで決めていた裁判に普通の市民も参加することになるね。(注)

B: 僕にはちょっと抵抗があるな。ニュースでアメリカの陪審制の話がときどき伝えられるのを聞くけど, 本当に公平な裁判が出来るのか心配だ。素人の市民では, 自分たちの好き嫌いや偏見を十分に押さえられないのじゃないか。それよりも, 今のように, 専門の試験を通過して訓練を受けた裁判官だけの裁判の方が信用できると思うね。

A: 裁判官がそんなに信用できるか, 個人的には僕は疑問だな。それに, 裁判官は本当に専門家なのかな。たとえば, 原子力発電所の安全性や公害が関係するとされる病気の原因が争われるような裁判があるだろう。そんなとき, 本当の専門家は原子力や医学の専門家のはずだ。それだけじゃない。医療過誤の裁判や, 精神鑑定が関わるような裁判でも, 同じことは言えるのじゃないか。

B: だからこそ, 裁判では専門家に鑑定書を求めたりするわけだろう。原告・被告, 検察側・弁護側それぞれが専門的な鑑定書を出して, 裁判官が判断をするわけだ。

A: でもそんな専門家の間でも対立がある問題に, 原子力工学や医学といった分野については素人の裁判官が判断をつけられるのだろうか。そうした分野の知識に関しては, 裁判官が普通の市民よりよく通じている保証はないよ。

B: それなら, 君は, そうした問題については裁判官より技術者や医者が決めるべきだということかい。

A: いや, そうじゃないよ。僕は, 専門家同士の対立を素人が決めるところに, 逆に, 裁判の制度の意義があると思うんだ。だからこそ, 裁判官の専門性というのにあまり寄りかかるべきじゃないと思うんだ。

B: どうして, 専門家同士の対立を素人が決めることがいいのか, 僕にはよくわからないな。

A: いや, それこそがデモクラシーだよ。つまり, 僕らは, 専門家同士の対立を素人が決めることが正しいと思っている制度の中で生きているんだ。そうじゃないと, 政治も専門知識を持った官僚に任せただ方がいいということになってしまうよ。たとえば日本ではここ何年も, 経済政策をめぐる, 学者やエコノミストの見解が対立しているだろう。専門家だって対立のある問題を, 経済学にさして造詣があるとは見えない政治家が決めるのを良しとしているのだから。

B: 政治家は選挙で選ばれているよ。国民全体に関わる大事な決定をするからこそ, 選挙で選ばれた人が責任を持つべきなのじゃないか。

A: でも政治家を選挙するのは普通の市民だよ。君がそんなに普通の市民を信用しているとは驚いたな。それならどうして裁判に参加するのはだめなんだい。

B: それは立法や行政と, 司法とでは役割が違うからさ。

A: どう違うんだい。それに, その違いが専門家と普通の市民の役割の違いにどう関係するんだい。

(注) 裁判員制度

司法制度改革審議会が, 2001年に公表した最終報告に示された司法制度改革の三つの柱の一つである「国民的基盤の確立(国民の司法参加)」の中核に位置づけられるのが, 裁判員制度である。その具体的内容は司法制度改革推進本部で現在検討中であるが, その「たたき台」によると, 大陸法系諸国で発達した「参審制」の流れに位置づけられるものである。それによると, 一定の刑事事件について, 選挙人名簿から無作為に抽出された市民が裁判官とともに裁判所を構成し, 評議・評決(有罪・無罪の決定に加えて, 量刑も共に決める)を行うという。また裁判員の任期は, 担当する個々の裁判限りとされている。